

条例における適用除外について

○福岡市環境影響評価条例

(適用除外)

第 41 条 第 3 章，第 4 章，第 6 章，第 7 章及び第 38 条の規定は，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 87 条の規定による災害復旧の事業又は同法第 88 条第 2 項に規定する事業^①，建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 84 条の規定が適用される場合における同条第 1 項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業^②及び被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条第 1 項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第 3 号に規定する事業^③については，適用しない。

- ① : 災害復旧事業及びこれと併せて行われることを要する再度災害防止事業
(通常の社会生活に復帰するための現状回復等の事業)
- ②，③ : 被災市街地について一定の期間（②：1 月間，③：1 年間）建築制限をかけるもの
その間に行われる復興のための都市計画や区画整理

<参考>災害の定義

災害対策基本法（抜粋）

(定義)

第 2 条 この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波，噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

災害対策基本法施行令（抜粋）

(政令で定める原因)

第 1 条 災害対策基本法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める原因は，放射性物質の大量の放出，多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。